

政令第 号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第十七条第三項第二号及び第四十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「この項」の下に「及び第三項」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 法第十七条第三項第二号の政令で定める割合は、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定めるとおりとする。

一 法第十七条第一項の規定による認定（以下この項において単に「認定」という。）を受けた事業所について、その認定に係る事業が製造業その他の経済産業省令で定める種類の事業（以下この項において「製造業等」という。）であつて、当該事業所において事業者が行っている電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組の状況が優良なものとして経済産業省令で定める基準（以下この項において「優良基

準」という。)に適合する場合 百分の八十

二 認定を受けた事業所について、その認定に係る事業が製造業等であつて、当該事業所において事業者が行っている電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組の状況が優良基準に適合しない場合 百分の四十

三 認定を受けた事業所について、その認定に係る事業が製造業等以外の事業であつて、当該事業所において事業者が行っている電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組の状況が優良基準に適合する場合 百分の四十

四 認定を受けた事業所について、その認定に係る事業が製造業等以外の事業であつて、当該事業所において事業者が行っている電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組の状況が優良基準に適合しない場合 百分の二十

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年十月一日から施行する。

(適用)

第二条 この政令による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令(次条において「新政令」という。)第二条第三項の規定は、平成二十九年度に係る電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第五十九号。次条第一項において「改正法」という。)第一条の規定による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十七条第一項の規定による認定(次条において「新認定」という。)を受けた事業所についての賦課金から適用する。

(賦課金に係る特例に関する経過措置)

第三条 平成二十八年度に係る改正法第一条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十七条第一項の規定による認定を受けた事業所が、平成二十九年度に係る新認定を受けた場合において、当該事業所が新政令第二条第三項第三号に該当する場合についての同号の規定の適用については、同号中「百分の四十」とあるのは、「百分の八十」とする。

2 前項の規定の適用を受けた事業所が、平成三十年度に係る新認定を受けた場合において、当該事業所が

新政令第二条第三項第三号に該当する場合についての同号の規定の適用については、同号中「百分の四十」とあるのは、「百分の六十」とする。

理由

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、賦課金について特例で減ずる額の算定の基準となるべき率等を定める必要があるからである。